

令和6年6月診療報酬改定に基づき、施設基準等で定められている保険医療機関の書面掲示事項について掲載いたします。

☆ 明細書発行体制等加 ☆

領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しています。発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお伝えください。

☆ 医療情報取得加算 ☆

オンライン資格確認を行う体制を有しています。当院を受診された患者さんに対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

☆ 医療 DX 推進体制整備加算 ☆

以下の医療 DX を通じて医療を提供できる体制に取り組んでいます。

- ・医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報等を診察室等で閲覧または活用できる体制
- ・マイナ保険証を利用できる体制
- ・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制
- ・電子処方箋の発行する体制

☆ 一般名処方管理加算 ☆

政府は医療費を抑えるため、ジェネリック医薬品の使用を推進しています。そのため、ジェネリック医薬品があるお薬については商品名ではなく一般名（有効成分の名称）で処方箋を発行させていただきます。どの薬剤を使用するかは、患者様自身が薬局で相談の上、お決めください。

☆ 時間外対応加算について ☆

厚生労働省の規定により、平日18時以降・土曜日12時以降は夜間早朝等加算が適用されます。

☆ 生活習慣病管理料 ☆

高血圧、糖尿病、脂質異常症の疾患を有する方が対象となります。それ以外の疾患を合わせて有する方は対象外となります。病状により、28日以上の長期の投薬またはリフィル処方箋の交付が可能となります。可能かは病状に応じて担当医が判断いたします。